

◎新潟県告示第517号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和元年10月1日から実施した。

令和元年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

改 正 後	改 正 前
<p>4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取り扱う収納の事務の範囲</p> <p>ア <u>自動車税の種別割</u>及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。）</p> <p>イ <u>自動車税の種別割</u>（新規登録時）、<u>自動車税の環境性能割</u>、自動車保管場所証明申請手数料（車庫証明）及び保管場所標章交付手数料の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）</p>	<p>4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取り扱う収納の事務の範囲</p> <p>ア <u>自動車税</u>及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。）</p> <p>イ <u>自動車税</u>（新規登録時）、<u>自動車取得税</u>、自動車保管場所証明申請手数料（車庫証明）及び保管場所標章交付手数料の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）</p>